


第2章 平時の取組み

～役割の実効性の担保・持続可能な体制～

第1節 あらゆる災害に対して

1 避難のために


区民の取組み（自助）	区民の取組み（共助）	区役所の取組み（公助）
<p>(1) 避難場所の確認 自宅や店舗、事業所の近くの一時避難場所（公園等）や災害時避難所（小学校等）の場所をあらかじめ地域防災マップ等で確認し、家族等で共有をしておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の把握 ・避難経路の把握 <p>(2) 緊急避難の準備 いつでも避難できるように、リュックサックなどに現金や保険証等の貴重品、常用薬や災害時医療情報、飲料水や食料等を準備するほか、避難時に身を守る装備（くつ下、スニーカー、ヘルメット等）を備えておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用持ち出し袋の用意 ・枕もとに割れたガラスから足を守るためのくつ下や、頭を守るヘルメット、寒い時期は防寒着等の準備 <p>(3) 家族で役割分担 家族で災害時の役割を決めておきましょう。</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・家族の安否を確認する ・火を消す・ガスの元栓を閉める ・電気家具のコンセントを抜く ・テレビやラジオで情報を確認する ・扉を開けるなど、出入り口を確保する ・非常用持ち出し袋の中身を確認する ・ブレーカーを落とす 	<p>(1) 隣近所で助け合える関係づくりの促進 普段から隣近所の人たちと面識を深めあい、助け合える関係を築いておくことが災害時にも役立ちます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣近所の方の名前や家族を知る ・隣近所の方と普段からあいさつや会話を ・隣近所の方々に、自分や家族だけでは避難が困難であることを知ってもらう ・隣近所で、家族や自力での避難が困難な方がいることを知る ・町会への加入の促進 ・地域の清掃活動等イベントへの参加の促進 	<p>(1) 防災情報の広報 災害時に必要な各種の情報を複数の媒体を通じて広報を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難所、災害時避難所、一時避難所の位置情報の提供 ・避難のために必要な各種情報の提供 ・災害時に避難するための非常用持ち出し袋の準備 <p>(2) 避難に必要な準備に関する啓発 災害時の避難に必要な事項について啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各町会等への出前講座等の実施

【コラム】災害時医療情報の重要性

災害時は誰もがケガを負う可能性があります。ケガをして治療する際には、血液型はもとより、既往症や服薬履歴などの情報が必要になる場合があります。旭区では、お守りカード等の取組みを行っています。普段からそれらの情報や緊急連絡先などを書いた紙を常時携帯して、災害時に備えてください。

第1節 あらゆる災害に対して

2 情報収集のために

区民の取組み（自助）	区民の取組み（共助）	区役所の取組み（公助）
<p>(1) 災害情報の入手方法の確認 いち早く災害情報が入手できる方法を確保しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none">携帯電話等に気象、地震、津波情報などがメール配信される「防災情報メール」の登録 <p>右のQRコードを読み込んでメールを送信してください</p>  <ul style="list-style-type: none">携帯電話等に緊急速報「エリアメール」の受信設定緊急地震速報受信機の常備テレビ、ラジオ、スマートフォン等の情報機器の準備これらの電子機器を作動させるための電池や充電池等の電源の確保 <p>(2) 非常時の連絡方法の確認 電話が使えない場合に備えて、家族や知人との連絡方法を確保できるようにしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none">災害伝言ダイヤル171の確認携帯電話等の災害伝言板の確認	<p>(1) 区役所との通信方法の確認 MCA無線が配備されている地域では、災害時に区役所との通信方法を確立しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none">MCA無線の保管場所の確認区役所のMCA無線番号の確認MCA無線の操作方法の確認MCA無線交信訓練の実施 <p>(2) 災害情報や非常時の連絡方法の確認 災害時に備えて、あらかじめ「防災情報メール」や「エリアメール」を登録しておくなどの取組みを地域全体で進めましょう。</p>	<p>(1) 情報連絡体制の構築 情報伝達訓練等を通じて、防災関係機関や地域との情報連絡体制を構築します。</p> <p>(2) 情報伝達体制の確立 区内一斉に災害情報が伝達できるよう、災害時に避難者が集まる小学校等に配備されている同報系無線（防災無線）を使用した通信訓練を行います。</p> <p>(3) 通信機器の確保 停電や電話回線の不通に備えて、区役所、防災に関連する大阪市の部局・出先機関、地域にMCA無線などの通信機器を配備します。</p>

第1節 あらゆる災害に対して

3 自宅等のある地域に留まるために①

区民の取組み（自助）	区民の取組み（共助）	区役所の取組み（公助）
<p>(1) 飲料水や食料の備蓄 家族や従業員のために1週間程度（最低でも3日分程度）の飲料水や食料を備蓄しておきましょう。またこれらの賞味期限が到来するまでに使い切って、新しいものに交換していく取組み（ローリングストック）を行いましょ</p> <p>(2) 乾電池や充電用バッテリー等の確保 自宅に留まるために必要な情報は、ラジオ、携帯電話等の情報機器から得る必要があるため、これを動かすための電源を備えておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乾電池の用意 乾電池を使う携帯電話用充電器 <p>※ 非常に高価ですが、災害用の家庭電源用蓄電池も市販されています。</p> <p>(3) 燃料の確保 お湯を沸かしたり、食料を温めたり、また、暖をとるための燃料も用意しておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> カセット式ガスコンロやそのためのガス缶の用意 アウトドア用の燃料式ストーブやその燃料の用意 <p>(4) 医療情報カードの作成 自身に必要な医療内容や医薬品等が確認できるように医療情報カードを作成し、常時携帯するか、避難時に持って出れるように、室内のわかりやすい場所に置いておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な医療内容・医薬品を医療情報カードに入力 医療情報カードを冷蔵庫の中や持ち出しやすい場所に設置 	<p>(1) 自主防災組織の編成 地域の防災訓練や学習会などを通じて、地域の災害対策本部の体制づくりを進め、地域における災害応急対策活動や役割を決めておきましょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 安否確認担当 住民の安否確認 避難誘導担当 住民の避難誘導 初期消火担当 初期の出火を消火 救出救護担当 怪我人の救出救護 情報収集担当 地域の被害情報を集約 <p>(2) 避難所開設・運営組織の形成 地域の避難所開設・運営訓練などを通じて、避難所開設・運営組織を形成し、役割を決めておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部長 避難所を総括 総務班 避難所の状況を集約 情報班 情報収集、情報提供 避難誘導班 避難誘導、要支援者の支援 消火班 初期消火、出火防止 避難所運営班 避難者の受付、トイレ確保、ごみ処理、炊き出し、物資の調達・救護所の確保 <p>(3) 避難所施設の鍵の保管 夜間や休日でも避難所施設の鍵が開錠できるよう、区役所とともに避難所施設の鍵を保管します。</p>	<p>(1) 災害対策本部体制の確立 区役所では、開庁時間内に災害が発生した場合は次の班編成で災害応急対策活動を実施します。 また、地域の災害対策本部や避難所運営委員会と連携し災害対応を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本部 区災害対策本部の運営全般 庶務班 各班の連絡調整 救援班 救援物資の調達・保管、配給 避難収容班 災害時避難所の開設・運営 調査班 被害状況の調査 保健福祉班 被災者の医療救護 <p>(2) 参集職員の任命 勤務時間外に災害が発生した場合、30分以内に区役所に参集する職員を任命します。</p> <p>(3) 3班体制の編成 持続的かつ継続的に災害応急対策活動を実施するため災害対策本部体制を3班編成の3交代制に編成します。</p> <p>(4) 地域防災マップの作成 防災関連施設を記載した地域防災マップを作成し、区民に周知します。</p> <p>(5) 避難所施設の鍵の保管 夜間や休日でも避難所施設の鍵が開錠できるよう、地域とともに避難所施設の鍵を保管します。</p>

第1節 あらゆる災害に対して

3 自宅等のある地域に留まるために②

区民の取組み（自助）	区民の取組み（共助）	区役所の取組み（公助）
<p>(5) その他日用品の準備 その他生活上必要となる日用品は、人によって様々です。あれば便利というものも含めて備えておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 食器用ラップ • 災害時用簡易トイレ • コンタクトレンズの洗浄液など <p>(6) 地域の避難所施設の確認 地域の避難所施設を確認しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 避難所施設の場所 • 避難所施設までの避難経路 • 避難所施設の鍵の保管者 • 備蓄倉庫の場所 <p>(7) 避難所開設・運営訓練への参加 地域の避難所施設で実施する避難所開設・運営訓練に参加しましょう。</p>	<p>(4) 必要な資機材、物資の備蓄 災害時避難所を運営するために必要な資機材や物資を地域単位でも確保しておきます。</p> <p>(5) 防火訓練・防災学習会の開催 地域で防火訓練や防災学習会等の取組みを行いましょ。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 防火訓練の実施 • 防災学習会の実施 <p>(6) 避難所運営方法の確立 地域の避難所施設での避難所開設・運営方法を確立しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 避難所運営のルール作成 • 避難所施設の設置予定場所の決定 <p>(7) 避難所開設・運営訓練の実施 地域の避難所施設で（定期的に）避難所開設・運営訓練を行いましょ。</p>	<p>(6) 非常時の連絡体制の構築 夜間や休日に災害が発生した場合の避難所施設の管理者と連絡体制を構築します。</p> <p>(7) 避難所開設・運営物品の保管 避難所開設・運営に必要な物品を避難所施設の備蓄倉庫に保管します。</p> <p>(8) 避難所開設・運営訓練実施の支援 地域の避難所開設・運営についてのワークショップや学習会等を開催し、避難所の運営方法や運営組織の形成に向けた支援を行います。また、避難所施設管理者にも訓練参加を働きかけ、地域、区役所、避難所施設3者の相互協力体制を構築します。</p> <p>(9) 各避難所施設担当職員の選任 各避難所施設の担当職員を選任し、災害発生時は直ちに各避難所施設に派遣できる体制を整えます。</p>



第1節 あらゆる災害に対して

4 助けあうために

区民の取組み（自助）	区民の取組み（共助）	区役所の取組み（公助）
<p>(1) 隣近所で助け合える関係づくりの促進 普段から隣近所の人たちと面識を深めあい、助け合える関係を築いておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none">● 隣近所の方の名前や家族を知る● 隣近所の方と普段からあいさつや会話する● 隣近所の方々に、自分や家族だけでは避難が困難なことを知ってもらおう● 隣近所で、家族や自力での避難が困難な方がいることを知る	<p>(1) 避難行動要支援者の把握 地域で避難行動要支援者（自分や家族だけでは避難が困難な方）をあらかじめ把握しておきましょう。 個人情報の取扱いに留意しながら避難行動要支援者情報の収集を進め、災害時に備えた安否確認の仕組みづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none">● 避難行動要支援者情報の収集 <p>(2) 避難行動要支援者の支援体制 地域で避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を行う支援体制を確立しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none">● 自主防災組織の形成● 地域で避難行動要支援者の安否確認の担当を決めておくなど、避難支援プランを作成しておく● 普段から隣近所で助け合える体制を築く	<p>(1) 避難行動要支援者を支援する取組み 災害時に避難行動要支援者の迅速かつ安全な避難を図るため、自主防災組織による実効性のある支援体制の確立や訓練計画の策定等の取組みを支援します。</p> <p>(2) 福祉施設と協定締結 福祉施設と非常時の避難行動要支援者の避難施設（福祉避難所）として受入及び支援体制を確立する協定締結を行います。</p> <p>(3) 自主防災組織の形成への支援 地域における自主防災組織の防災訓練実施や学習会開催等の支援を行います。</p>

【コラム】地域防災リーダーについて

阪神・淡路大震災を契機に、大阪市においては地域防災リーダーが組織化されています。

大規模災害時には、近隣住民の先頭に立って初期消火や救出救護活動を行うリーダーとして、また平常時には地域の人たちに防災点検・防災啓発を行い、いつ災害が発生してもそれに対応できるように防災訓練を繰り返し行い、防災に必要な知識や技術を習得するために取り組んでいます。

旭区では、平成31年4月現在で約350名の地域防災リーダーが活動しています。



第2節 地震災害に対して

1 地震特有の災害（火災を含む）に備えましょう

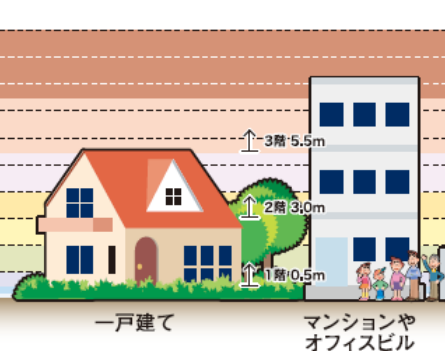
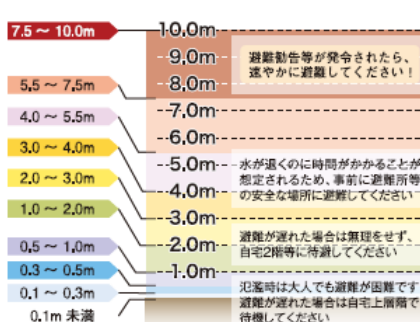
区民の取組み（自助）	区民の取組み（共助）	区役所の取組み（公助）
<p>(1) 自宅や店舗、事業所の安全性確保 建物の耐震改修やブロック塀等の倒壊防止措置などを行います。</p> <p>(2) 家族で役割分担 家族で災害時に決められた役割に従い行動しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家族の安否を確認する ● 火を消す・ガスの元栓を閉める ● 電気家具のコンセントを抜く ● テレビやラジオで情報を確認する ● 扉を開けるなど、出入り口を確保する ● 非常持ち出し品を確認する ● プレーカーを落とす 	<p>(1) 地域内の点検 地域内にブロック塀や老朽空家などといった防災上危険な箇所がないか点検し、情報共有を行います。</p> <p>(2) 救助資機材の確認 倒壊した建物等から人命救助をするための資機材の保管場所の存在を地域で共有しておき、また、日頃から防災訓練等で使い方を習熟しておきます。</p> <p>(3) 消火器・防火バケツの設置 地域で消火器や防火バケツを設置しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域での消火器の設置 ● 地域の防火バケツの設置 <p>(4) 地域の消火資機材の確認 地域のどこに消火資機材が保管されているか、防災マップや実際にまちを歩いて確認しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消火器の設置場所の確認 ● 可搬式ポンプの保管場所の確認  <p>(5) 自主防災組織の形成 地域で防火訓練や防災学習会などを開催し、区民の防火、防災意識の向上を図り、非常時には率先して初期消火や災害対策を実施する地域消火隊を学校や企業・商店街と協力して形成しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域で地域消火隊を形成 ● 地域で災害時の役割等の決定 	<p>(1) 防火対策の啓発 防災学習会等を通じて各家庭や地域で消火器や防火バケツの設置を啓発します。</p> <p>(2) 消火器具操作の習熟 消防署と連携して、区民の消火器や可搬式ポンプ等の操作方法の習熟と防災意識の向上を図ります。</p> <p>(3) 大型粉末消火器の配備 持ち運び可能な大型粉末消火器を地域の拠点に配備しています。</p> <p>(4) 自主防災組織の支援 地域における自主防災組織が形成されるよう支援します。</p>

第3節 水害（津波を含む）災害に対して

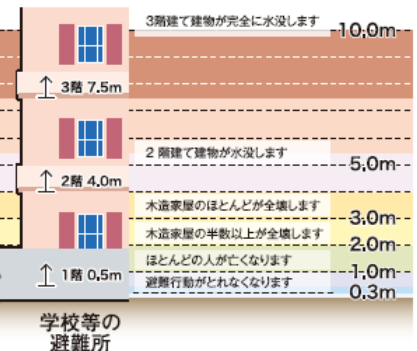
1 水害特有の災害（津波を含む）に備えましょう

区民の取組み（自助）	区民の取組み（共助）	区役所の取組み（公助）
<p>(1) 浸水想定の確認 ハザードマップで自分の住む地域の津波や水害時の浸水想定区域、浸水深を確認しましょう。 しかし、想定以上のこともある事も考えておきましょう。</p>  <ul style="list-style-type: none"> 浸水エリアの確認 浸水深の確認 <p>(2) 水害時避難ビルの確認 ハザードマップや実際にまちを歩いてどこに水害時避難ビルがあるか確認しましょう。</p> <p>(3) 水害を想定した避難先の確認 水害が発生した場合、自宅からどこに、どのようにして避難するのか、日頃からハザードマップで確認しておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難先の確認 避難方法の確認 <p>(4) 率先避難者としての意識向上 地域住民（あなた自身）が率先して避難行動をとる、率先避難者の意識（自覚）を持ちましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 率先避難者として災害が発生したら直ちに避難行動をおこない、地域住民を牽引して避難する 	<p>(1) 地域で水害時避難ビルの確認 地域で近隣の高層建物の所有者や住民と話し合い、水害時に一時的に高層建物に避難できるようにしましょう。</p>  <ul style="list-style-type: none"> 自宅周辺に水害時避難ビルがあるか確認 <p>(2) 避難訓練や防災学習会の開催 水害が発生した時に備えて、避難訓練や防災学習会を通じて、避難先や避難方法などを地域住民全体で確認しておきましょう。</p>	<p>(1) 水害時避難ビルの指定 最大の被害想定である淀川氾濫を想定し、3階以上の堅牢な建物について水害時避難ビルに指定していきます。</p> <p>(2) ハザードマップの作成 津波浸水想定や水害浸水想定を更新し、水害時避難ビル等を新たに記載したハザードマップを作成します。</p>

河川氾濫・内水氾濫の避難イメージ



津波浸水の避難イメージ



第3章 災害時の取組み

～役割の実効性の担保・持続可能な体制～

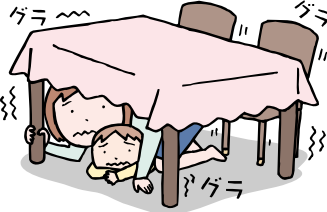
第1節 地震災害に対して

1 まずは身の安全確保

区民の取組み（自助）

(1) 個人・家族の災害応急対策活動

個人や家族で身体の安全確保や安否確認、避難の準備を行います。



- 身体の安全確保
- 家族の安否確認
- ガスの元栓を閉める
- 電気のブレーカーを落とす
- 非常持ち出し品の確認
- 玄関に避難先の表示

(2) 火災予防

災害発生後、火災の2次災害の発生を防ぐため、次の行動を行います。

- ガスの元栓を閉める
- 電気のブレーカーを落とす

区民の取組み（共助）

(1) 地域の災害応急対策活動

自身や家族が無事なら、次は地域のみなさんと共に助け合います。

① 避難行動

隣近所の安否確認や避難の呼び掛けなど、地域全体で避難行動を行います。



- 隣近所の安否確認
- 避難の呼び掛け
- 非常持ち出し品の確認
- 玄関に避難先の表示

区役所の取組み（公助）

(1) 災害対策本部の設置

災害発生の恐れがある場合や災害発生後、直ちに、区内の災害応急対策活動を組織的に行うため、区災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を行います。

① 被害情報の収集

区災害対策本部で被害情報を収集、整理します。

② 被害状況の調査

職員を現地派遣させ、被害状況を調査します。

③ 要支援者の状況調査

避難行動要支援者名簿をもとに、現地の要支援者の安否確認や避難状況を調査します。

④ 災害時避難所の開設判断

職員を災害時避難所施設に派遣させ、災害時避難所の開設を行います。


⑤ 救援物資の確保

市災害対策本部に避難者に対する必要な救援物資を要請します。



第1節 地震災害に対して

2 被害の拡大を防ぐ

区民の取組み（自助）	区民の取組み（共助）	区役所の取組み（公助）
<p>(1) 初期消火活動 万が一、火災が発生、または、火災を発見した場合は、直ちに次の初期消火活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">「火事だーっ！」と大きな声で周辺に火災が発生していることを知らせます電話が使用可能な場合は119番に電話します周辺の住民に初期消火を呼びかけます	<p>(1) 初期消火活動 万が一、火災が発生、または、火災を発見した場合は、直ちに次の初期消火活動を行います。</p>  <ul style="list-style-type: none">「火事だーっ！」と大きな声で周辺に火災が発生していることを知らせます電話が使用可能な場合は119番に電話します周辺の住民に初期消火を呼びかけます周辺の消火器や防火バケツ、可搬式ポンプで初期消火を行います火災現場内に住民が取り残されていないか確認します <p>(2) 災害時避難所の開設・運営 小学校や中学校で地域住民や避難者、区役所が協力し合いながら、災害時避難所を開設・運営します。</p> <ul style="list-style-type: none">災害時避難所の安全確認避難者数の把握お年寄りや体の不自由な方への配慮トイレの確保	<p>(1) 火災発生状況の把握 MCA無線や通信機器等で防災関係機関や地域に対して火災発生状況等の被害状況の照会を行います。また、職員を現地派遣させ、火災発生状況等の被害状況を把握します。</p> <p>(2) 旭消防署に情報連絡 火災発生情報が入れば、直ちに旭消防署に情報連絡を行い、消火出動要請を行います。</p>

第2節 あらゆる災害時の避難に対して

1 情報の収集

区民の災害応急対策活動（自助）	区民の災害応急対策活動（共助）	区役所の災害応急対策活動（公助）
<p>(1) 災害情報の確認 テレビや携帯電話、パソコンで緊急地震速報、防災情報メール、エリアメール等の災害情報を確認します。</p>  <ul style="list-style-type: none"> • テレビ、携帯電話等で緊急地震速報の内容を確認 • おおさか防災ネットの防災情報メール内容の確認 • エリアメールの防災情報メール内容の確認 • 同報系防災行政無線（防災スピーカー） <p>(2) 家族、知人と連絡 災害伝言ダイヤル171や災害伝言板等で家族、知人の安否の確認や今後の行動等について連絡し合います。</p>  <ul style="list-style-type: none"> • 災害伝言ダイヤル171に伝言登録 • 災害伝言ダイヤル171の伝言再生 • 災害伝言板に伝言登録 • 災害伝言板の伝言内容の確認 	<p>(1) 被害情報の報告 地域で把握している被害状況や災害時避難所の状況をMCA無線や通信機器等で区役所に報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域の被害状況の確認、集約 • 災害時避難所の状況の確認、集約 • MCA無線や通信機器等で区役所に状況報告 	<p>(1) 通信機器の使用可否の確認 MCA無線や通信機器等が使用可能か確認します。</p> <p>(2) 被害状況の照会 MCA無線や通信機器等を使用して、防災関係機関や地域に対して被害状況等の照会を掛けます。</p> <p>(3) 緊急連絡 緊急を要する事案等はMCA無線や通信機器等を使用して防災関係機関や地域に連絡します。</p> <p>(4) 定期連絡 MCA無線や通信機器等で定期的に防災関係機関や地域と情報連絡を行います。</p> <p>(5) 災害情報の収集 テレビやラジオ、大阪市災害対策本部から災害情報を収集します。</p> <p>(6) 災害情報などの広報 災害情報や災害時避難所開設情報などについて、広報車を巡回させるとともに、区役所ホームページやツイッターなどで広報します。</p>

第2節 あらゆる災害時の避難に対して

2 避難①

区民の災害応急対応活動（自助）	区民の災害応急対応活動（共助）	区役所の災害応急対策活動（公助）
<p>(1) 真に避難が必要な方への声かけ ご近所で声をかけあって、真に必要な方には災害時避難所の利用を呼びかけましょう。 また、災害時避難所の受入人数には限りがあるため、安全が確保されているなど自宅に留まることに支障がない方は、積極的に自宅での避難を行ってください。</p> <p>(2) 携帯電話の持ち出し 非常持ち出し袋等と一緒に携帯電話を持って避難します。</p> <p>(3) 率先避難（避難呼び掛け） 率先して避難行動を行い、周辺住民に避難を呼びかけながら水害時避難ビル等へ避難します。</p>  <ul style="list-style-type: none">周辺住民に避難を呼び掛け近くの水害時避難ビル等へ避難 <p>【コラム】自宅避難のすすめ 構造がしっかりしているマンションや戸建て住宅などは、大きな地震でもそれほど大きい被害を受けることなく、そのまま住めることもあります。こうした場合は無理に災害時避難所へ避難する必要はありません。 災害時避難所は数やスペースに限りがあるので、自宅で留まれる場合は自宅で留まってください。 マンションの場合は、マンション内で自主防災組織を作るなどして、居住住民が助けあいながら災害後の対応を行ってください。</p>	<p>(1) 災害時避難所施設の安全確認 災害時避難所施設が安全かどうか確認します。また、災害時避難所が通常の使用で使われている場合は、施設管理者と協力して行います。</p> <ul style="list-style-type: none">建物損壊状況の確認火災発生状況の確認 <p>(2) 災害時避難所施設の鍵の開錠 (1)と並行して、地域の被災状況を把握し、災害時避難所開設の可否について区役所と連絡を行ったうえで、避難所施設の災害時避難所開設に必要な部屋等の鍵を開錠します。なお、災害時避難所が通常の使用で使われている場合で、災害時避難所を開設しないと判断したときは、施設管理者と調整を行い、施錠や表示をするなどの必要な措置を行います。</p> <p>(3) 避難者の把握 避難所施設に避難している避難者の名簿等を作成し、誰が避難しているのか把握します。</p> <ul style="list-style-type: none">避難者受付を設置避難者受付で住所、氏名等を収集避難者名簿作成 <p>(4) 福祉避難室の設置 1階の教室等に、お年寄りや体の不自由な方の生活支援を行う福祉避難室を確保します。</p> <p>(5) 情報掲示 災害情報や避難者情報、避難所でのルール等を掲示し、多くの避難者に広報します。</p>  <p>(6) 救援物資の配給 自主防災組織は、市災害対策本部から届けられる救援物資等を被災者に対して配給します。</p> <ul style="list-style-type: none">救援物資の支給対象者は、被災者全員です	<p>(1) 災害時避難所施設と連絡調整 地域の被災状況と合わせて、災害時避難所開設の可否について、管理者と連絡調整を行い、必要に応じて災害時避難所の開設の判断を行います。（大阪市では、区域において震度6弱以上の地震が発生した場合を目安に避難所を開設することとしています）</p> <p>(2) 災害時避難所施設担当者の派遣 各避難所施設に担当職員を派遣し、災害時避難所施設管理者、災害時避難所の運営組織と協力しながら災害時避難所の開設・運営を行います。</p> <p>(3) 救援物資の調整・調達 各避難所施設の担当職員と連絡を取り合い、災害時避難所運営に必要な生活物品や食糧品等の救援物資を集約し、市災害対策本部に要請します。</p> <ul style="list-style-type: none">市災害対策本部からの救援物資は原則、災害時避難所に直接届けられます救援物資の支給対象者は、被災者全員です <p>(4) 風水害（台風）の場合の自主避難場所の開設 「大型」から「超大型」で強さが「非常に強い」から「猛烈な」に相当する台風が勢力を保持したまま近畿地方中部に上陸または接近するおそれがある場合は、災害時避難所の管理者と協議の上、災害時避難所としての運営ではなく、自主避難場所として、単に場所の提供を行うなどの必要な措置を講じます。</p> <p>(5) 災害医療協力病院等の状況確認 緊急医療を要する方の受入可能な病院の状況を確認します。</p> <p>(6) 救護所の設置 災害時避難所に医師等を派遣し、救護所を設置します。</p> <p>(7) 治療優先度の決定（トリアージ） 医師により、多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定します。</p> <p>(8) 緊急搬送 緊急医療を要する方を受入可能な病院へ緊急搬送します。</p>

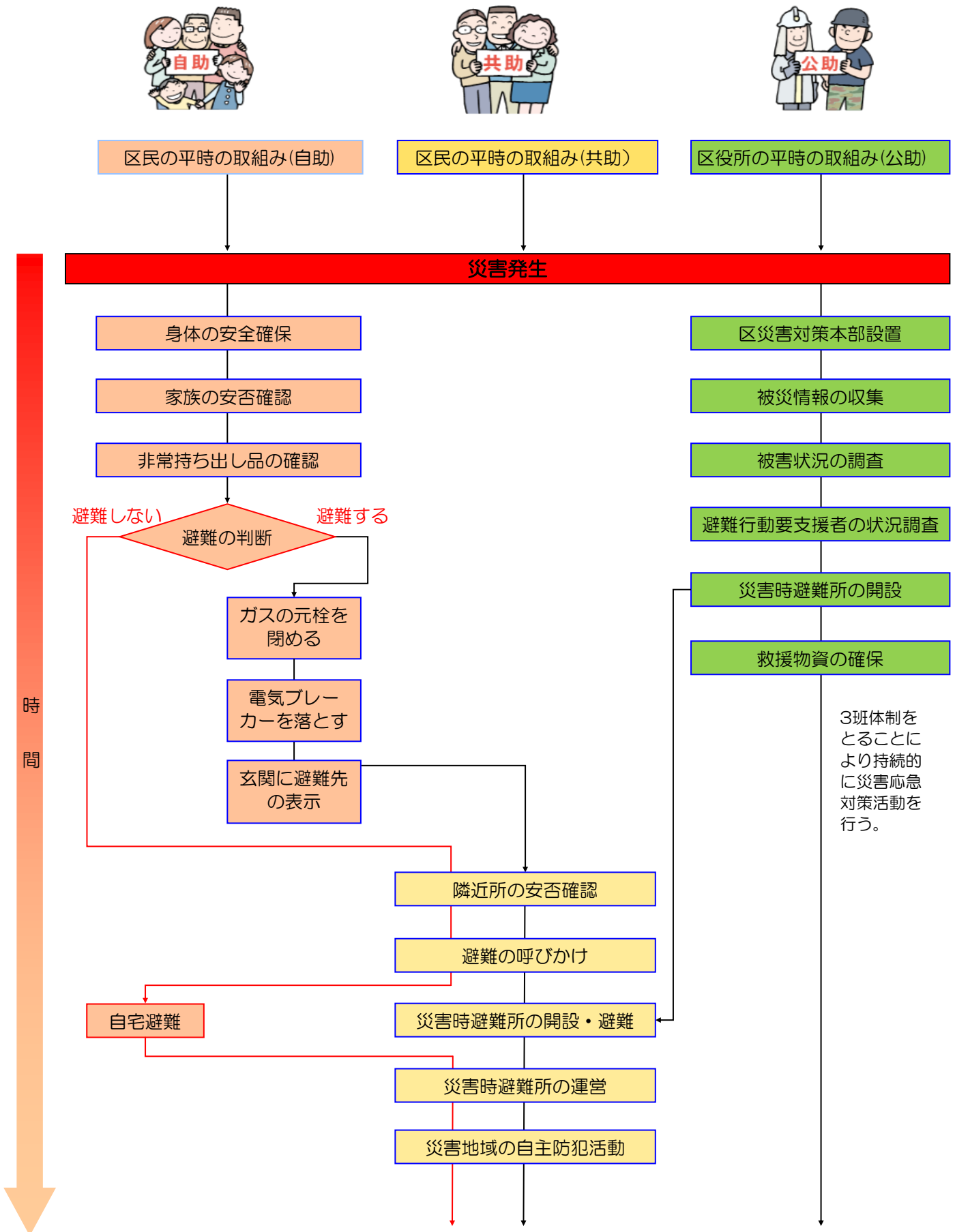
第2節 あらゆる災害時の避難に対して

2 避難②

区民の災害応急対策活動（自助）	区民の災害応急対策活動（共助）	区役所の災害応急対策活動（公助）
<p>(4) 必要な医療、医薬品情報の伝達 災害時避難所施設等で自身に必要な医療や医薬品等の情報を区役所の職員や災害時避難所運営組織のメンバーに知らせます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時避難所施設等で必要な医療、医薬品情報を伝える <p>(5) 災害時避難所運営者等への必要な医療内容等の発信 災害時避難所運営者、家族や知人に、自身の掛かり付けの病院や医療内容、医薬品内容等を知ってもらいましょう。</p> 	<p>(7) 避難行動要支援者の安否確認 避難行動要支援者の安否確認を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣近所での安否確認 収集した避難行動要支援者の情報をもとに安否確認を行います  <p>(8) 避難支援 自分や家族で避難出来ない方がいれば、周辺の人たちに声を掛け合い、みんなで支援しながら避難します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 車椅子や担架等の避難支援に必要な物品を探す 周辺の人たちに避難支援の協力を依頼する 玄関先等に避難先等を記入したメモ等を貼り出す <p>(9) 生活支援 災害時避難所に避難している避難行動要支援者を福祉避難室に収容し、そこで生活支援を行います。また、特別な支援が必要な避難行動要支援者は福祉避難所に2次避難します。</p> <p>(10) 地域の防犯活動 大規模な災害が起ると、犯罪も起きる可能性があがります。戸締り徹底の周知や地域の巡回活動などの防犯活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯に関する広報 巡視活動の把握 福祉避難所に2次避難 避難行動要支援者の一人ひとりに合わせた支援 	<p>(9) 避難行動要支援者の安否確認 避難所にて地域と協力し、行政の保管する名簿にて避難行動要支援者の安否確認を行います。</p> <p>(10) 災害ボランティア活動支援センターの開設 旭区災害対策本部と社会福祉協議会が連携して災害ボランティア活動支援センターを開設し、避難行動要支援者のニーズを基に、避難行動要支援者の生活支援にボランティアを派遣します。</p> <p>(11) 福祉避難所の開設 福祉施設で福祉避難所を開設し、災害時避難所に避難している避難行動要支援者を福祉避難所に避難させます。</p>  

3 災害時の行動（災害応急対策活動）

1 災害時の行動フロー図



あとがき

旭区地域防災計画は、平成25年3月に大震災をはじめとした災害を念頭に、防災・減災の観点から、区役所の役割と区民の役割を明確にし、今やらなければならないことに重点をおいて策定しました。

その後、平成27年に「大阪市防災・減災条例」が施行され、大規模災害時には、「公助」はもとより、「自助」「共助」の取組についても強化することが、人命や財産を守るために重要であるとの立場から、総合的な防災・減災対策に市民や事業者の方々と共に取り組み、災害に強いまちをめざすことが定められたところです。

平成30年には、6月の大阪府北部地震、9月の台風21号・24号と自然災害が相次ぎ、旭区内においても想定を超える被害が発生したことは、記憶に新しいと思います。

今回の改訂は、平成25年策定の旭区地域防災計画をベースとして、台風や河川氾濫による水害対策について加筆したほか、区役所の役割を「公助」として強化するとともに、区民の役割を「自助」と「共助」とに分けることで、それぞれの役割を明記し、より分かりやすくいたしました。

是非ご一読いただき、ご自身はもとより大切な方の命を守り、地域の被害を最小限にするための「平時の備え」と「災害時の対応」について、ご家族や地域で話し合ってくださいと思います。

なお、本計画の性格上、「災害復旧・復興対策」にかかる内容については明記しておりませんが、区役所では、罹災証明書の発行や避難所での衛生管理・消毒、食品調理に対する衛生指導などの防疫・衛生活動を進めるとともに、関係機関と緊密に連携して、被災された方々の生活再建が早期に進むための支援を行うこととしております。

